

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示

銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等に規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（平成26年2月18日金融庁告示第7号）、銀行法施行規則第19条の2第1項第6号等に規定する報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件（平成24年3月29日金融庁告示第21号）、として、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項を当該告示に則り、開示しております。

【自己資本の構成に関する開示事項】

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては基礎的手法を採用しております。

なお、平成26年3月期から改正後の自己資本比率規制が国内基準行に対し適用されているため、平成26年3月期は改正後の告示に定められた算式に基づき、自己資本比率を算出しております。

連結自己資本比率（平成25年3月31日／バーゼルⅡ基準）

（単位：百万円、％）

項目	平成25年3月31日
資本金	38,653
うち非累積的永久優先株	-
新株式申込証拠金	-
資本剰余金	31,184
利益剰余金	22,651
自己株式(△)	423
自己株式申込証拠金	-
社外流出予定額(△)	1,362
その他有価証券の評価差損(△)	-
為替換算調整勘定	-
新株予約権	98
連結子法人等の少数株主持分	1,154
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-
営業権相当額(△)	-
のれん相当額(△)	-
企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	-
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	-
計 (A)	91,956
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 ^{注1}	-
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,538
一般貸倒引当金	5,417
負債性資本調達手段等	-
うち永久劣後債務 ^{注2}	-
うち期限付劣後債務及び期限付優先株 ^{注3}	-
計	7,955
うち自己資本への算入額 (B)	7,955
控除項目	-
控除項目 ^{注4} (C)	-
自己資本額 (A)+(B)-(C) (D)	99,912
資産（オン・バランス）項目	926,240
オフ・バランス取引等項目	15,577
信用リスク・アセットの額 (E)	941,817
オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	59,854
(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	4,788
計(E)+(F) (H)	1,001,671
連結自己資本比率(国内基準)=(D)/(H)×100	9.97%
(参考)Tier 1比率=(A)/(H)×100	9.18%

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - 利払い義務の延期が認められるものであること

連結自己資本比率（平成26年3月31日／バーゼルⅢ基準）

（単位：百万円、％）

項目	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	102,185
うち、資本金及び資本剰余金の額	69,833
うち、利益剰余金の額	34,068
うち、自己株式の額(△)	409
うち、社外流出予定額(△)	1,306
うち、上記以外に該当するものの額	-
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	-
うち、為替換算調整勘定	-
うち、退職給付に係るものの額	-
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	136
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	5,761
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	5,761
うち、適格引当金コア資本算入額	-
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2,576
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,188
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	111,847
コア資本に係る調整項目 (2)	
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	-
うち、のれんに係るもの(のれん相当額を含む。)の額	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	-
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	1,547
適格引当金不足額	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-
退職給付に係る資産の額	-
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	-
自己資本	
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	111,847
リスク・アセット等 (3)	
信用リスク・アセットの額の合計額	984,025
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△39,975
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	964
うち、繰延税金資産	1,547
うち、退職給付に係る資産	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△48,212
うち、土地再評価差額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	5,725
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	60,864
信用リスク・アセット調整額	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,044,889
連結自己資本比率	
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	10.70%

単体自己資本比率（平成25年3月31日／バーゼルⅡ基準）

（単位：百万円、％）

項目	平成25年3月31日
資本金	38,653
うち非累積的永久優先株	—
新株式申込証拠金	—
資本準備金	17,500
その他資本剰余金	13,684
利益準備金	883
その他利益剰余金	21,239
その他	—
自己株式(△)	423
自己株式申込証拠金	—
社外流出予定額(△)	1,337
その他有価証券の評価差損(△)	—
新株予約権	98
営業権相当額(△)	—
のれん相当額(△)	—
企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—
計 (A)	90,298
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 ^{注1}	—
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—
土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,538
一般貸倒引当金	5,334
負債性資本調達手段等	—
うち永久劣後債務 ^{注2}	—
うち期限付劣後債務及び期限付優先株 ^{注3}	—
計	7,872
うち自己資本への算入額 (B)	7,872
控除項目	—
控除項目 ^{注4} (C)	—
自己資本額 (A)+(B)-(C) (D)	98,171
資産（オン・バランス）項目	930,664
オフ・バランス取引等項目	15,577
信用リスク・アセットの額 (E)	946,241
オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	58,830
(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	4,706
計(E)+(F) (H)	1,005,071
単体自己資本比率(国内基準)=(D)/(H)×100	9.76%
(参考) Tier 1比率=(A)/(H)×100	8.98%

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

単体自己資本比率（平成26年3月31日／バーゼルⅢ基準）

（単位：百万円、％）

項目	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	101,446
うち、資本金及び資本剰余金の額	69,833
うち、利益剰余金の額	33,303
うち、自己株式の額(△)	409
うち、社外流出予定額(△)	1,281
うち、上記以外に該当するものの額	—
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	136
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	5,659
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	5,659
うち、適格引当金コア資本算入額	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2,576
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	109,818
コア資本に係る調整項目 (2)	
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	935
うち、のれんに係るものの額	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	935
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	286
適格引当金不足額	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—
前払年金費用の額	—
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—
自己資本	
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	109,818
リスク・アセット等 (3)	
信用リスク・アセットの額の合計額	990,097
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△41,265
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	935
うち、繰延税金資産	286
うち、前払年金費用	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△48,212
うち、土地再評価差額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	5,725
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	59,871
信用リスク・アセット調整額	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,049,969
自己資本比率	
自己資本比率((ハ)/(ニ))	10.45%

【定性的な開示事項】（連結・単体）

以下、「1. 連結の範囲に関する事項」から「10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項」までの開示内容について、特に記載がない場合は前年度との相違はありません。

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 自己資本比率告示第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下、「連結グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた理由
連結グループに属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点はありません。

(2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

- ① 連結子会社の数
連結される子会社 5社
- ② 連結子会社の名称及び主要な業務
・ 東和オフィス株式会社（ATM監視センター業務・東和銀行の受託業務）
・ 東和信用保証株式会社（信用保証業務）
・ 東和カード株式会社（クレジットカード業務）
・ 東和銀リース株式会社（リース業務）
・ 東和フェニックス株式会社（金融関連業務）

(3) 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称・貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
比例連結方式を適用している金融関連法人はございません。

(4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
対象となる会社はございません。

(5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
銀行法における大口信用供与規制といった一般法令上の制約のほか、連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等は特設ございません。

2. 自己資本調達手段の概要

平成24年度（平成25年3月31日）

自己資本調達手段		概要
普通株式	33,994万株	完全議決権株式
取得請求権付第一種優先株式	130万株	
取得請求権付第二種優先株式	17,500万株	

平成25年度（平成26年3月31日）

発行主体	株式会社 東和銀行			
	普通株式	第一種優先株式	第二種優先株式	新株予約権
資本調達手段の種類				
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	連結自己資本比率 64,185百万円	単体自己資本比率 3,000百万円	35,000百万円	136百万円
配当率	—	2.50%	12ヶ月TIBOR +1.15%	—
償還期限	有無 日付	無 —	無 —	無 —
償還を可能とする特約	有無 概要	無 —	無 —	無 —
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約	有無 概要	無 —	有 平成19年8月13日から平成29年6月29日迄の取得請求期間内に本優先株式と引き換えに普通株式取得請求が可能。	無 —
元本の削減に係る特約	有無 概要	無 —	無 —	無 —

発行主体	東和フェニックス株式会社			東和カード株式会社			東和銀リース株式会社		
	優先株式 (少数株主持分)			普通株式 (少数株主持分)			普通株式 (少数株主持分)		
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	連結自己資本比率 1,025百万円	単体自己資本比率 —	—	149百万円	—	—	13百万円	—	—
配当率	(非公表)								
償還期限	有無 日付	無 —	無 —	無 —	無 —	無 —	無 —	無 —	無 —
償還を可能とする特約	有無 概要	無 —	有 銀行又は子会社の重大な契約違反や信用事由の発生等により買取り請求が可能。	無 —	無 —	無 —	無 —	無 —	無 —
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約	有無 概要	無 —	有 償還を可能とする事由が発生し、且つ買取りによる支払いが行われない場合は普通株式への転換請求権の行使が可能。	無 —	無 —	無 —	無 —	無 —	無 —
元本の削減に係る特約	有無 概要	無 —	無 —	無 —	無 —	無 —	無 —	無 —	無 —

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の各種リスクについて、それぞれのリスクに適したリスク管理を行うとともに、各種リスクを横断的に把握・評価し、それらのリスクが自己資本の額を超えないようにモニタリングすることで、自己資本の充実度を確認しております。

また、自己資本比率等を指標とし、十分な自己資本を確保するよう努めております。

4. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

当行では、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、ポートフォリオ管理により銀行全体のポートフォリオの信用リスクの分散を図っています。

個別債務者の信用リスク管理については、審査部門が個別債務者毎に財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等の評価を行っています。評価は、新規与信実行時及び実行後の自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めています。自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険性の度合に応じて資産の分類を行うものです。審査部門は、自己査定の集計結果等を常務会及び取締役会に報告しています。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、審査部が、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っています。審査部は、モニタリング結果を定期的に常務会に報告しています。

当行では、行内格付制度を導入しています。行内格付制度は、個別債務者に信用度に応じた信用格付を付与して分類するもので、当行では、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行ううえで、行内格付を利用しています。

また、当行では信用リスクの計量化を行い、信用リスク管理に活用しています。

○自己査定と償却・引当

当行では、金融検査マニュアル等に即した自己査定基準及び償却・引当基準を定めており、自己査定を定期的に行い、適切な償却・引当を行っています。

貸倒引当金は、償却・引当基準に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上しています。「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額について、直接償却または個別貸倒引当金の計上を行っています。

(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

当行では、中小企業等向けエクスポージャーを除く全ての法人等向けエクスポージャーについて、100%のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、金融機関及び第一種金融商品取引業者向けエクスポー

ジャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付は、ムーディーズ・ジャパン (MDY)、スタンダード&プアーズ (S&P)、株式会社日本格付研究所 (JCR)、株式会社格付投資情報センター (R&I) の格付を採用しています。

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
信用リスク削減手法とは、担保、保証、貸出金と預金の相殺等により、保有債権のリスクを削減する手法をいいます。

当行では、貸出等の与信行為を行うにあたり、返済可能性に関する十分な検証を行っていますが、そのうえで、信用リスクを軽減するために、担保や保証等をいただくことがあります。当行が適用している担保や保証の種類としては、担保では預金、有価証券、不動産等があり、不動産担保が大半を占めています。保証では、信用保証協会、政府関係機関及び保証会社による保証が主となっています。担保・保証の評価や管理等の手続については、当行が定める「担保事務手続」、「保証人事務手続」等の行内規程に基づいて、適切な取扱いを行っています。特に不動産担保については、厳正な担保評価を行うべく、詳細な規程を定めています。

また、貸出金と預金の相殺を行える取引としては、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替、デリバティブ取引を対象としており、「貸出共通事務手続」等の行内規程に基づいて、手続を行います。

なお、自己資本比率算出にあたっては、金融庁告示の要件を満たす適格担保及び適格保証、貸出金と自行預金の相殺を、信用リスク削減手法として適用し、リスク・アセットを削減しています。適格担保の内容としては自行預金、国債、適格保証の内容としては住宅金融支援機構（前住宅金融公庫）や政府関係機関、地方公共団体の保証などが主なものです。

6. 派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行における派生商品取引としては、スワップ関連取引、外国為替先物予約取引等があります。派生商品取引における取引相手の信用リスクについては、取引相手毎にカレント・エクスポージャー方式^(注)により算出した信用リスク量の把握・管理を行っています。

(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の一つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額（ポテンシャル・エクスポージャー）を付加して算出する方法です。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当行では、証券化取引へのオリジネーターやサービサーとしての関与はありませんが、投資家として証券化商品を保有しております。証券化商品の購入に際しては、一定の信用力を有するものに限定し、新規の商品については、都度常務会の承認を得る等、行内規程に基づき適切な取組みを行っています。

当行の保有する証券化商品の裏付資産には、貸出金や有価証券と同様に市場リスク及び信用リスクが存在します。

なお、当行は再証券化商品を保有しておりません。

(2) 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化商品の管理については、資金運用部において、裏付資産の状況、時価情報及び適格格付機関による格付情報を適時取得し、統合リスク管理部は、計量化によりリスク量を把握する等、適切にリスク管理を行っています。

(3) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出に使用する方式の名称

「標準的手法」を採用しています。

(4) 証券化取引に関する会計方針

当行は証券化取引についてオリジネーターやサービサーとしての関与はありませんが、証券化商品の購入、管理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に則り、適正な会計処理を行っています。

(5) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付は、ムーディーズ・ジャパン (MDY)、スタンダード&プアーズ (S&P)、株式会社日本格付研究所 (JCR)、株式会社格付投資情報センター (R&I) の格付を採用しています。

なお、証券化エクスポージャーの種類に応じた適格格付機関の使い分けは行っていません。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外部的事象が生起することから、生じる損失にかかるリスクをいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクに関し、オペレーショナル・リスク管理基本方針を定め、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクに区分して管理しています。

主管部である事務部においては、事務リスク及びシステムに関わる事故データ等の管理・蓄積を行っているほか、リスクの状況に関して経営陣に定期的に報告しています。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当行では、自己資本比率算出上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」^(注)を採用しています。

(注) 「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。

9. 銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

出資等のリスク管理につきましては、投資事業組合の事業報告に基づき、適正な会計処理を行っています。

リスク評価の方法としては、上場株式等につきましては、時価評価及びバリュエーション・アット・リスク (VaR)^(注)によりリスク量を計測し、予め定めた損失限度枠の遵守状況をモニタリングしています。

また、非上場株式、子会社・関連会社株式、その他の株式等で時価のないものにつきましては、自己査定のプロセスの中で、財務諸表に基づいて算定する純資産額と取得簿価との比較による評価を行っています。

(注) VaR…一定の確率の下の予想最大損失額

10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当行が管理する市場リスクの一つとして、金利リスクがあります。金利リスクとは、市場等における金利の変動により、保有する資産・負債の経済価値が変動し損失を被るリスクのことです。

当行では、金利リスクを適切にコントロールするためにリスクの計量化を行い、算出された金利リスク量の状況について、適時モニタリングを行っています。また、自己資本の一部をリスク量の上限として割り当てる資本配賦を実施しており、金利リスクを含めた市場リスク量合計が自己資本の範囲内に収めることを基本方針とし、運営しています。市場リスクの状況や金利リスクが自己資本に及ぼす影響等については、毎月の資金管理部会（常務会）において経営陣に報告しており、保有リスクの水準やリスクテイクの方針についての検討を行っています。

統合リスク管理部は、市場リスクの状況について、毎月、資金管理部会（常務会）において経営陣に報告しており、市場リスクが当行の自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認するとともに、市場リスクのコントロールに関する方針の検討を行っています。

(2) 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

当行では、銀行勘定（資産・負債勘定のうち、貸出金、預金、有価証券など）における金利リスクを算定するにあたり、計量可能なリスクについては、ベシス・ポイント・バリュエーション (BPV)^(注1)、ギャップ分析^(注2)、バリュエーション・アット・リスク (VaR) などの計測手法を用いて、計量しています。

その他、ストレステストやシミュレーションを行い、金利が大きく変動した場合等の想定しうる金利リスク量や損失額等の把握を行っています。

(注1) BPV…金利が0.01%変化した場合の時価損益

(注2) ギャップ分析…資産負債の残高を将来の金利変動期ごとに集計して、そのギャップを分析する手法

【定量的な開示事項】連結（平成26年3月期）

1. その他金融機関等であって銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
該当ありません。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(連結)

(単位：百万円)

項 目	平成25年3月31日	
	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク(標準的手法)	941,817	37,672
1. 現金	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
4. 国際決済銀行等向け	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	281	11
7. 国際開発銀行向け	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	159	6
9. 我が国の政府関係機関向け	6,582	263
10. 地方三公社向け	55	2
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	10,915	436
12. 法人等向け	581,432	23,257
13. 中小企業等向け及び個人向け	130,958	5,238
14. 抵当権付住宅ローン	96,627	3,865
15. 不動産取得等事業向け	54,122	2,164
16. 三月以上延滞等	5,738	229
17. 取立未済手形	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	8,977	359
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—
20. 出資等	38	1
21. 上記以外	23,806	952
22. 証券化(オリジネーターの場合) (うち再証券化)	—	—
23. 証券化(オリジネーター以外の場合) (うち再証券化)	6,392	255
24. 複数の資産を裏付けとする資産	151	6
オフ・バランス取引等	15,577	623
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	59,854	2,394
総所要自己資本額		40,066

(注) 所要自己資本額 = リスクアセット × 4%

(連結)

(単位：百万円)

項 目	平成26年3月31日	
	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク	984,025	39,361
標準的手法が適用されるポートフォリオ	983,978	39,359
1. 現金	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
4. 国際決済銀行等向け	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	549	21
7. 国際開発銀行向け	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	139	5
9. 我が国の政府関係機関向け	7,632	305
10. 地方三公社向け	48	1
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	18,570	742
12. 法人等向け	536,632	21,465
13. 中小企業等向け及び個人向け	146,798	5,871
14. 抵当権付住宅ローン	93,072	3,722
15. 不動産取得等事業向け	50,766	2,030
16. 三月以上延滞等	5,852	234
17. 取立未済手形	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	8,698	347
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—
20. 出資等 (うち出資等のエクスポージャー) (うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—
21. 上記以外 (うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のもの) (うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分) (うち右記以外のエクスポージャー)	126,518	5,060
22. 証券化(オリジネーターの場合) (うち再証券化)	80,353	3,214
23. 証券化(オリジネーター以外の場合) (うち再証券化)	—	—
24. 複数の資産を裏付けとする資産	7,104	284
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額	11,404	456
26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかった額	8,208	328
オフ・バランス取引等	△48,212	△1,928
オフ・バランス取引等	10,194	407
CVAリスク相当額(簡便的リスク測定方式)	46	1
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	60,864	2,434
総所要自己資本額		41,795

(注) 所要自己資本額 = リスクアセット × 4%

3. 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー地域別、業種別、残存期間別の期末残高

地域別、業種別

(連結)

(単位：百万円)

	平成25年3月31日			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引
国内	1,733,877	1,280,737	453,131	8
国外	52,197	—	52,197	—
地域別合計	1,786,075	1,280,737	505,329	8
製造業	181,244	164,011	17,233	—
農業、林業	1,054	1,054	—	—
漁業	128	128	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	94	94	—	—
建設業	77,000	76,033	966	—
電気・ガス・熱供給・水道業	4,326	1,575	2,751	—
情報通信業	11,437	4,179	7,258	—
運輸業、郵便業	34,689	32,750	1,938	—
卸売業、小売業	115,029	100,976	14,052	—
金融業、保険業	151,201	55,212	95,980	8
不動産業、物品賃貸業	192,924	187,424	5,499	—
各種サービス業	154,528	146,219	8,308	0
国・地方公共団体	462,581	142,226	320,354	—
その他	399,836	368,849	30,986	—
業種別計	1,786,075	1,280,737	505,329	8

(連結)

(単位：百万円)

	平成26年3月31日			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
	(注)	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引
国内	1,743,138	1,296,969	446,017	152
国外	54,000	—	54,000	—
地域別合計	1,797,139	1,296,969	500,017	152
製造業	173,712	156,152	17,559	0
農業、林業	1,116	1,116	—	—
漁業	108	108	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	200	200	—	—
建設業	76,655	75,575	1,079	—
電気・ガス・熱供給・水道業	3,417	1,278	2,138	—
情報通信業	12,908	4,263	8,644	—
運輸業、郵便業	34,755	31,862	2,893	—
卸売業、小売業	106,252	92,886	13,366	—
金融業、保険業	141,725	59,637	81,936	151
不動産業、物品賃貸業	181,727	181,162	564	0
各種サービス業	160,164	152,968	7,196	—
国・地方公共団体	482,469	170,107	312,361	—
その他	421,923	369,648	52,274	—
業種別計	1,797,139	1,296,969	500,017	152

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

残存期間別

(連結)

(単位：百万円)

	平成25年3月31日			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引
1年以下	408,522	344,938	63,575	8
1年超3年以下	289,457	205,567	83,890	—
3年超5年以下	268,367	158,758	109,609	—
5年超7年以下	190,708	98,653	92,055	—
7年超10年以下	151,790	118,946	32,844	—
10年超	444,644	340,961	103,683	—
期間の定めのないもの	31,886	12,215	19,670	—
その他	694	694	—	—
残存期間別合計	1,786,075	1,280,737	505,329	8

(連結)

(単位：百万円)

	平成26年3月31日			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
	(注)	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引
1年以下	346,730	301,278	45,299	152
1年超3年以下	331,529	230,291	101,238	—
3年超5年以下	265,912	169,360	96,552	—
5年超7年以下	181,395	102,034	79,361	—
7年超10年以下	162,902	122,498	40,404	—
10年超	470,582	357,791	112,791	—
期間の定めのないもの	37,849	13,477	24,371	—
その他	234	234	—	—
残存期間別合計	1,797,139	1,296,969	500,017	152

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

三ヶ月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(連結)

(単位：百万円)

	平成25年3月31日	平成26年3月31日
国内	5,963	5,817
国外	—	—
地域別合計	5,963	5,817
製造業	673	649
農業、林業	—	2
漁業	116	108
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	727	599
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	20	—
運輸業、郵便業	—	59
卸売業、小売業	380	622
金融業、保険業	2	—
不動産業、物品賃貸業	1,149	1,065
各種サービス業	960	1,017
地方公共団体	—	—
その他	1,933	1,693
業種別計	5,963	5,817

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当金勘定の期末残高及び期中の増減額

(連結) (単位：百万円)

		期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	平成25年3月31日	6,267	△850	5,417
	平成26年3月31日	5,417	344	5,761
個別貸倒引当金	平成25年3月31日	8,368	△1,556	6,811
	平成26年3月31日	6,811	△481	6,330
合計	平成25年3月31日	14,635	△2,406	12,229
	平成26年3月31日	12,229	△137	12,091

(注) 1. 当グループは、特定海外債権引当金勘定はありません。
2. 一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金は全て国内向けです。
3. 一般貸倒引当金については業種別の算定は行っていません。

業種別

(連結) (単位：百万円)

	個別貸倒引当金	
	平成25年3月31日	平成26年3月31日
製造業	1,836	2,249
農業、林業	1	0
漁業	-	5
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-
建設業	478	381
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-
情報通信業	413	354
運輸業、郵便業	154	232
卸売業、小売業	391	318
金融業、保険業	147	109
不動産業、物品賃貸業	776	650
各種サービス業	1,397	1,040
地方公共団体	-	-
その他	1,214	984
合計	6,811	6,330

(3) 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(連結) (単位：百万円)

	貸出金償却	
	平成25年3月31日	平成26年3月31日
製造業	600	254
農業、林業	5	-
漁業	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-
建設業	213	191
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-
情報通信業	-	-
運輸業、郵便業	243	4
卸売業、小売業	377	127
金融業、保険業	23	-
不動産業、物品賃貸業	522	23
各種サービス業	530	586
地方公共団体	-	-
その他	563	461
合計	3,080	1,648

(4) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果をもとにした後の残高並びに1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

(連結) (単位：百万円)

	平成25年3月31日		平成26年3月31日	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	121	430,489	141	441,070
10%	-	169,473	-	172,978
20%	76,261	275	99,992	240
35%	-	276,078	-	265,920
50%	2,525	953	6,715	810
75%	-	174,610	-	195,731
100%	-	663,960	-	644,209
150%	-	1,742	-	1,814
250%	-	-	-	32,141
1250% (注)	-	-	-	-
合計	78,908	1,717,584	106,848	1,754,918

(注) 平成25年3月31日は「自己資本を控除した額」となります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額
 当行連結子会社における信用リスク削減手法に関する事項については該当がないため、単体の記載をご参照下さい。

5. 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引のグロス再構築コストの額および与信相当額
 当行連結子会社における派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項については該当がないため、単体の記載をご参照下さい。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当行連結子会社における証券化エクスポージャーに関する事項については該当がないため、単体の記載をご参照下さい。

7. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額および時価

(連結) (単位：百万円)

	平成25年3月31日		平成26年3月31日	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等	12,012		12,504	
上記に該当しない出資等	4,371		1,146	
合計	16,383	16,383	13,650	13,650

(2) 銀行勘定における出資等の売却及び償却に伴う損益の額

(連結) (単位：百万円)

	平成25年3月31日	平成26年3月31日
売却損益額	△87	69
償却額	0	-

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(連結) (単位：百万円)

	平成25年3月31日	平成26年3月31日
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	3,492	3,799
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	-	-

8. 銀行勘定における金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

金利ショックに対する経済的価値の変動額
 連結子会社は、運用勘定及び調達勘定に占める比率が小さいことから算出を行っていないため、単体の記載をご参照下さい。

【定量的な開示事項】 単体（平成26年3月期）

1. 自己資本の充実度に関する事項

(単体)

(単位：百万円)

項 目	平成25年3月31日	
	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク(標準的手法)	946,241	37,849
1. 現金	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
4. 国際決済銀行等向け	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	281	11
7. 国際開発銀行向け	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	159	6
9. 我が国の政府関係機関向け	6,582	263
10. 地方三公社向け	55	2
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	10,906	436
12. 法人等向け	593,927	23,757
13. 中小企業等向け及び個人向け	130,725	5,229
14. 抵当権付住宅ローン	96,627	3,865
15. 不動産取得等事業向け	54,122	2,164
16. 三月以上延滞等	5,644	225
17. 取立未済手形	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	8,977	359
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—
20. 出資等	38	1
21. 上記以外	16,071	642
22. 証券化(オリジネータの場合) (うち再証券化)	—	—
23. 証券化(オリジネータ以外の場合) (うち再証券化)	6,392	255
24. 複数の資産を裏付けとする資産	151	6
オフ・バランス取引等	15,577	623
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	58,830	2,353
総所要自己資本額		40,202

(注) 所要自己資本額 = リスクアセット × 4%

(単体)

(単位：百万円)

項 目	平成26年3月31日	
	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク	990,097	39,603
標準的手法が適用されるポートフォリオ	990,051	39,602
1. 現金	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
4. 国際決済銀行等向け	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	549	21
7. 国際開発銀行向け	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	139	5
9. 我が国の政府関係機関向け	7,632	305
10. 地方三公社向け	48	1
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	18,560	742
12. 法人等向け	548,114	21,924
13. 中小企業等向け及び個人向け	146,597	5,863
14. 抵当権付住宅ローン	93,072	3,722
15. 不動産取得等事業向け	50,766	2,030
16. 三月以上延滞等	5,684	227
17. 取立未済手形	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	8,698	347
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—
20. 出資等 (うち出資等のエクスポージャー) (うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—
21. 上記以外 (うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のもの) (うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分) (うち右記以外のエクスポージャー)	122,747 80,353	4,909 3,214
22. 証券化(オリジネーターの場合) (うち再証券化)	—	—
23. 証券化(オリジネーター以外の場合) (うち再証券化)	7,104	284
24. 複数の資産を裏付けとする資産	11,404	456
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額	6,946	277
26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかった額	△48,212	△1,928
オフ・バランス取引等	10,194	407
CVAリスク相当額(簡便的リスク測定方式)	46	1
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	59,871	2,394
総所要自己資本額		41,998

(注) 所要自己資本額 = リスクアセット × 4%

2. 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー地域別、業種別、残存期間別の期末残高

地域別、業種別

(単体)

(単位：百万円)

	平成25年3月31日			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引
国内	1,744,008	1,284,333	459,665	8
国外	52,197	—	52,197	—
地域別合計	1,796,206	1,284,333	511,863	8
製造業	181,233	164,011	17,222	—
農業、林業	1,054	1,054	—	—
漁業	128	128	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	94	94	—	—
建設業	77,000	76,033	966	—
電気・ガス・熱供給・水道業	4,326	1,575	2,751	—
情報通信業	11,408	4,179	7,228	—
運輸業、郵便業	34,321	32,383	1,938	—
卸売業、小売業	114,505	100,496	14,009	—
金融業、保険業	159,603	55,714	103,880	8
不動産業、物品賃貸業	199,292	193,792	5,499	—
各種サービス業	152,685	144,357	8,328	0
国・地方公共団体	461,278	142,226	319,051	—
その他	399,273	368,286	30,986	—
業種別計	1,796,206	1,284,333	511,863	8

(単体)

(単位：百万円)

	平成26年3月31日			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
	(注)	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引
国内	1,752,736	1,302,716	449,866	152
国外	54,000	—	54,000	—
地域別合計	1,806,736	1,302,716	503,867	152
製造業	173,702	156,152	17,549	0
農業、林業	1,116	1,116	—	—
漁業	108	108	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	200	200	—	—
建設業	76,655	75,575	1,079	—
電気・ガス・熱供給・水道業	3,417	1,278	2,138	—
情報通信業	12,879	4,263	8,615	—
運輸業、郵便業	34,402	31,508	2,893	—
卸売業、小売業	106,246	92,886	13,360	—
金融業、保険業	147,329	60,063	87,114	151
不動産業、物品賃貸業	187,972	187,407	564	0
各種サービス業	160,101	152,885	7,216	—
国・地方公共団体	481,167	170,107	311,060	—
その他	421,436	369,161	52,274	—
業種別計	1,806,736	1,302,716	503,867	152

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

残存期間別

(単体)

(単位：百万円)

	平成25年3月31日			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引
1年以下	413,529	349,945	63,575	8
1年超3年以下	288,150	205,562	82,588	—
3年超5年以下	267,996	158,386	109,609	—
5年超7年以下	190,704	98,649	92,055	—
7年超10年以下	151,790	118,946	32,844	—
10年超	444,644	340,961	103,683	—
期間の定めのないもの	39,387	11,880	27,507	—
その他	—	—	—	—
残存期間別合計	1,796,205	1,284,333	511,863	8

(単体)

(単位：百万円)

	平成26年3月31日			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
	(注)	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引
1年以下	353,316	307,865	45,299	152
1年超3年以下	330,226	230,290	99,936	—
3年超5年以下	265,554	169,002	96,552	—
5年超7年以下	181,395	102,034	79,361	—
7年超10年以下	162,902	122,498	40,404	—
10年超	470,582	357,791	112,791	—
期間の定めのないもの	42,755	13,233	29,522	—
その他	—	—	—	—
残存期間別合計	1,806,736	1,302,716	503,867	152

(注) CVAリスク相当額は含まれておりません。

三ヶ月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単体)

(単位：百万円)

	平成25年3月31日	平成26年3月31日
国内	5,818	5,640
国外	—	—
地域別合計	5,818	5,640
製造業	673	649
農業、林業	—	2
漁業	116	108
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	723	599
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	20	—
運輸業、郵便業	—	59
卸売業、小売業	380	622
金融業、保険業	2	—
不動産業、物品賃貸業	1,149	1,065
各種サービス業	960	1,017
地方公共団体	—	—
その他	1,792	1,516
業種別計	5,818	5,640

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当金勘定の期末残高及び期中の増減額

(単体) (単位：百万円)

		期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	平成25年3月31日	6,155	△821	5,334
	平成26年3月31日	5,334	325	5,659
個別貸倒引当金	平成25年3月31日	6,801	△1,374	5,427
	平成26年3月31日	5,427	102	5,530
合計	平成25年3月31日	12,957	△2,195	10,761
	平成26年3月31日	10,761	428	11,190

- (注) 1. 当行は、特定海外債権引当金勘定はありません。
 2. 一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金は全て国内向けです。
 3. 一般貸倒引当金については業種別の算定は行っておりません。

業種別

(単体) (単位：百万円)

	個別貸倒引当金	
	平成25年3月31日	平成26年3月31日
製造業	1,836	2,249
農業、林業	1	0
漁業	—	5
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	478	381
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	413	354
運輸業、郵便業	154	219
卸売業、小売業	391	318
金融業、保険業	147	109
不動産業、物品賃貸業	776	650
各種サービス業	970	1,040
地方公共団体	—	—
その他	256	198
合計	5,427	5,530

(3) 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単体) (単位：百万円)

	貸出金償却	
	平成25年3月31日	平成26年3月31日
製造業	600	254
農業、林業	5	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	213	191
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	40	4
卸売業、小売業	358	122
金融業、保険業	23	—
不動産業、物品賃貸業	357	23
各種サービス業	399	586
地方公共団体	—	—
その他	27	13
合計	2,026	1,196

(4) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果をもとにした後の残高並びに1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

(単体) (単位：百万円)

	平成25年3月31日		平成26年3月31日	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	121	429,186	141	439,767
10%	—	169,473	—	172,978
20%	76,214	275	99,945	240
35%	—	276,078	—	265,920
50%	2,525	905	6,715	770
75%	—	174,300	—	195,463
100%	—	668,675	—	649,104
150%	—	1,726	—	1,734
250%	—	—	—	32,141
1250% (注)	—	—	—	—
合計	78,861	1,720,621	106,802	1,758,122

(注) 平成25年3月31日は「自己資本を控除した額」となります。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単体) (単位：百万円)

	平成25年3月31日	平成26年3月31日
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー (注)	43,766	40,524
保証またはクレジットデリバティブが適用されたエクスポージャー	8,384	6,059

(注) 預金担保、国債担保が該当

4. 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引のグロス再構築コストの額および与信相当額

(単体) (単位：百万円)

	平成25年3月31日	平成26年3月31日
グロス再構築コストの額	0	40
与信相当額 (担保による信用リスク削減効果勘案前)	8	152
派生商品取引	8	152
外国為替関連取引	8	152
金利関連取引	—	—
その他取引	—	—
クレジットデリバティブ	—	—
与信相当額 (担保による信用リスク削減効果勘案後)	8	152

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 当行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項
 該当ありません。

(2) 当行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

① 投資家として保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単体) (単位：百万円)

区分	平成25年3月31日	平成26年3月31日
住宅ローン債権	2,429	5,865
クレジットカード与信・割賦債権	9,829	6,556
オートローン債権	8,973	13,891
リース料債権	5,670	3,544
その他貸付債権	5,057	5,665
合計	31,960	35,522

② 投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトごとの残高及び所要自己資本

(単体) (単位：百万円)

区分	平成25年3月31日		平成26年3月31日	
	残高	所要自己資本額	残高	所要自己資本額
20%	31,960	255	35,522	284
50%	—	—	—	—
100%	—	—	—	—
350%	—	—	—	—
1250% (注2)	—	—	—	—
合計	31,960	255	35,522	284

(注1) 所要自己資本額 = リスクアセット × 4%

(注2) 平成25年3月31日は「自己資本を控除した額」となります。

③ 自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。

④ 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ありません。

6. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額および時価

(単体) (単位：百万円)

	平成25年3月31日		平成26年3月31日	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等	11,929		12,429	
上記に該当しない出資等	12,291		6,348	
合計	24,221	24,221	18,778	18,778

(2) 出資又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単体) (単位：百万円)

	平成25年3月31日	平成26年3月31日
売却損益額	△87	254
償却額	0	—

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単体) (単位：百万円)

	平成25年3月31日	平成26年3月31日
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	3,460	3,775
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

7. 銀行勘定における金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額
金利ショックに対する経済的価値の変動額

(単体) (単位：百万円)

経済的価値の変動額	99%タイル値		1%タイル値	
	平成25年3月31日	△5,232	9,281	
	平成26年3月31日	△6,277	8,807	

<計測方法及び前提条件>

① 連結子会社は、運用勘定及び調達勘定に占める比率が小さいことから、単体のみ計測しております。

② 金利リスク量は、保有期間1年、観測期間5年の計測による金利変動の99%タイル値及び1%タイル値を金利ショックとした経済価値変動額としております。

③ 金利リスク量は、運用勘定と預金等の調達勘定を相殺しております。

④ 流動性預金のうちコア預金については、内部モデルによる預金残高の推計に基づき、金利リスク量を計測しております。

【報酬等に関する開示事項】

1. 当行の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当社の取締役及び監査役であります。なお、社外取締役及び社外監査役を除いております。

② 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当社の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役員及び従業員のうち、「高額報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役員及び従業員で、対象従業員等に該当する者はおりません。

(ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

「主要な連結子法人等」とは、銀行持株会社または銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であります。

なお、主要な連結子法人等に該当する法人はございません。

(イ) 「高額報酬等を受ける者」の範囲

「高額報酬等を受ける者」とは、当社の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

(ウ) 「グループの業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「グループ業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

対象役職員の報酬等の決定について

当行では、株主総会において役員報酬の総額（上限額）を決定しております。株主総会で決議された取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会に一任されております。また、監査役の報酬の個人別の配分については、監査役の協議に一任されております。

2. 当行の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

(1) 報酬等に関する方針について

① 「対象役員」の報酬等に関する方針

当行は、報酬等に関する方針は特に定めておりませんが、役員の報酬等の構成を

- ・基本報酬
- ・賞与
- ・株式報酬型ストックオプション

としております。

基本報酬は役員としての職務内容・人物評価・業務実績等を勘案し、賞与は、当行の連結業績を勘案して決定しております。株式報酬型ストックオプションは、業務執行から独立した立場である社外役員を対象外としたうえで、中長期的な業績の向上と企業価値の持続的発展を期待し、一定の権利行使期間を設定し、役員の職位に応じた新株予約権を付与しております。

役員の報酬等は、株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で、取締役会にて決定しております。

なお、監査役の報酬については、株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で、社外監査役を含む監査役の協議により決定しております。

3. 当行の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役職員の報酬等の決定にあたっては、株主総会で役員全員の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

4. 当行の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額

(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

区分	人数	固定報酬の総額				変動報酬の総額				退職慰労金	その他
		報酬等の総額(百万円)	基本報酬	株式報酬型ストックオプション	その他	基本報酬	賞与	その他			
対象役員(除く社外役員)	6	170	109	94	15	-	-	-	-	52	7

(注) 株式報酬型ストックオプションの権利行使時期は以下のとおりであります。なお、当該ストックオプション契約では、行使期間中であっても権利行使は役職員の退職時まで繰延べることとしております。

	行使期間
株式会社 東和銀行 第1回新株予約権	平成22年8月4日から平成47年8月3日まで
株式会社 東和銀行 第2回新株予約権	平成23年8月13日から平成48年8月12日まで
株式会社 東和銀行 第3回新株予約権	平成24年8月4日から平成49年8月3日まで
株式会社 東和銀行 第4回新株予約権	平成25年8月3日から平成50年8月2日まで

5. 当行の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。